

令和4年6月市議会定例会

病院事業局

議案説明資料

目 次

【条例案件】

- 1 富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
制定の件について 1 頁

1 富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について

[医事課]
[総務医事課]

(1) 趣旨

診療報酬の算定方法の一部改正等に伴い、条例で定める非紹介患者加算料（紹介状なし初診患者等の選定療養費）の改定及び、今回保険適用となった不妊治療に係る診療料を別表から削除するもの。

また、富山まちなか病院において、退院後、介護保険による訪問看護や介護予防訪問看護等の介護サービスを受けることができるよう所要の規定整備を行うもの。

(2) 主な改正内容

ア 非紹介患者加算料（紹介状なし初診患者等の選定療養費）の料金改定（市民病院に限る）

診察形態	科別	現行（税別）	改定後（税別）
初診（紹介状のない患者の初診）	歯科口腔外科以外	4,630円	7,000円
	歯科口腔外科	2,780円	5,000円
再診（逆紹介をした患者の再診）	歯科口腔外科以外	2,315円	3,000円
	歯科口腔外科	1,390円	1,900円

イ 不妊治療について

体外受精料、人工授精料、精製人工授精料の項目を削除するもの。

ウ 介護保険に関する算定基準の追加について

使用料等の算定方法に「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」・「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を加えるもの。

(3) 施行年月日

令和4年7月1日

(2) アの規定については、令和4年10月1日